

別表 1

簡 易 公 開 調 達 公 告

和歌山県文化財センターの受託事業等において使用する物品の納入単価（令和 8 年 9 月以降）（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「自治法令」という。）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）第 1 0 8 条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、公益財団法人和歌山県文化財センターの物品等調達に係る簡易公開調達実施要領（平成 3 0 年制定。以下「要領」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

公益財団法人和歌山県文化財センター
理事長 小 野 健 吉

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

令和 8 年度

(2) 調達業務の名称

和歌山県文化財センターの受託事業等において使用する物品の納入単価（令和 8 年 9 月以降）

(3) 調達業務の内容

別掲仕様書のとおり

(4) 納期

発注後 2 週間

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1 0 0 0 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者の名簿の営業種目が「物品調達／物品販売」であること。

(3) 原則として、和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者であること。ただし詳細は個々の案件ごとに定める。

(4) 和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けているものではないこと。

(5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局
和歌山市岩橋 1 2 6 3 番地の 1

(2) 期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの和歌山県の休

日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分（公開開始日にあつては午後12時00分）から午後5時45分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

（3）質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和8年9月1日（火）から令和8年9月4日（金）までの間において、文化財センター事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

（1）場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局
和歌山市岩橋1263番地の1

（2）期間（提出期限）

令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時45分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

（1）簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

（2）落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

（3）見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

（4）郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの）に密封した見積書を令和8年9月8日（火）午後5時00分までに、文化財センター事務局へ必着させること。

（5）その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県から和歌山県物品の購入等の競争入札参加者資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

（1）簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するのとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、文化財センター事務局の複数の職員により行うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない文化財センター事務局の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、当センターは落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

要

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

(2) 所在地

和歌山市岩橋1263番地の1

郵便番号 640-8301

電話番号 073-472-3710

ファクシミリ番号 073-474-2270